

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第52号 令和2年宇治市斎場休場日の指定
.....（環境企画課）…2
- 告示第53号 市道路線の認定.....（建設総務課）…2
- 告示第54号 市道路線の区域の決定.....（建設総務課）…2
- 告示第55号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…2
- 告示第56号 宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額
助成金交付要綱の一部を改正する要綱.....（介護保険課）…2

公 告

- 公告第44号 雨水貯留施設（目川貯留管）整備工事に係る一般
競争入札.....（契約課）…2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第30号 直接請求に必要な選挙人の数.....5

公 営 企 業

- 規程第4号 宇治市水道検針業務委託規程の一部を改正する規程
.....5
- 公告第17号 宇治市排水設備指定工事業者の指定.....6

告 示

宇治市告示第52号

令和2年宇治市畜場休場日の指定について

宇治市畜場条例施行規則（昭和59年宇治市規則第10号）第2条第1項の規定により、令和2年宇治市畜場休場日を次のとおり定めます。

令和元年11月29日

宇治市長 山本 正

月	宇治市畜場指定休場日		
1月	9日（木）	15日（水）	26日（日）
2月	1日（土）	13日（木）	23日（日）
3月	1日（日）	19日（木）	29日（日）
4月	4日（土）	16日（木）	27日（月）
5月	9日（土）	15日（金）	27日（水）
6月	5日（金）	24日（水）	
7月	6日（月）	23日（木）	
8月	10日（月）	26日（水）	
9月	13日（日）	29日（火）	
10月	11日（日）	28日（水）	
11月	9日（月）	25日（水）	
12月	13日（日）	24日（木）	

1月1日は、宇治市畜場条例施行規則により休場します。

（揭示済）

宇治市告示第53号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年12月13日から14日間

令和元年12月13日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 終 点	重要な経過地
菟道224号線	菟道西中10番地の15 菟道西中10番地の17	
小倉町223号線	小倉町春日森47番地の2 小倉町春日森47番地の8	
伊勢田町221号線	伊勢田町大谷1番地の6 伊勢田町大谷1番地の16	

宇治市告示第54号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年12月13日から14日間

令和元年12月13日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
菟道224号線	菟道西中10番地の15 菟道西中10番地の17	6.0 ～17.9	29.3	
小倉町223号線	小倉町春日森47番地の2 小倉町春日森47番地の8	6.0 ～12.0	44.3	
伊勢田町221号線	伊勢田町大谷1番地の6 伊勢田町大谷1番地の16	6.0 ～12.0	38.8	

宇治市告示第55号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年12月13日から14日間

令和元年12月13日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 月 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
菟道224号線	菟道西中10番地の15 菟道西中10番地の17	令和元年12月13日
小倉町223号線	小倉町春日森47番地の2 小倉町春日森47番地の8	令和元年12月13日
伊勢田町221号線	伊勢田町大谷1番地の6 伊勢田町大谷1番地の16	令和元年12月13日

宇治市告示第56号

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和元年12月13日

宇治市長 山本 正

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱（平成12年宇治市告示第112号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「又は平成30年10月1日」を「、平成30年10月1日」に、「に伴い」を「又は令和元年10月1日に施行された生活扶助基準の改正に伴い」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

公 告

宇治市公告第44号

雨水貯留施設（目川貯留管）整備工事に係る一般競争入札について

雨水貯留施設（目川貯留管）整備工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和元年11月29日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 雨水貯留施設（日川貯留管）整備工事
 (2) 工事場所 宇治市横島町目川地内
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L = 368.1m

推進工 下水道用外殻鋼管付きコンクリート管

 $\phi 3000$ L = 243.1m推進工 VU $\phi 250$ L = 13.3m開削工 VU $\phi 250$ L = 111.7m

・マンホール設置工

1号人孔 N = 3基

特殊人孔 N = 2基

取水人孔 N = 4基

塩ビ人孔 N = 1基

・舗装工

車道部 t = 100 A = 611.4m²車道部 t = 50 A = 95.8m²歩道部 t = 40 A = 42.2m²

立坑工 一式

補助地盤改良工 一式

付帯工 一式

仮設工 一式

- (4) 工 種 土木一式工事

- (5) 工事期間 契約日から令和3年3月19日まで 436日間

- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、2者とする。その内訳は、(2)に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員であること。
 ② 自主結成された共同企業体であること。
 ③ 全ての構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

(2) 構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及び代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 ② 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再

生手続開始決定がなされている場合を除く。

- ④ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木工事業について受けている単体企業であること。
 ⑥ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
 ⑦ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 c) 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
 ⑧ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 b) 営業所における専任の技術者以外の者であること。
 ⑨ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が1,200点以上であること。
 なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

- ⑩ 代表者が会社又は技術者として密閉型推進工 $\phi 1,800$ mm以上の施工実績（1スパン推進延長210m以上、過去10年以内、公共及び元請のものに限る。）を有すること。

- ⑪ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。
 ⑫ 代表者以外の構成員が宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- ⑬ 代表者以外の構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

- ⑭ 代表者以外の構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

(3) 共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。

(4) 認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し

- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し（代表者及び構成員共に提出すること。）
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（代表者及び構成員共に提出すること。）
- ⑤ 以下のいずれかの書類
- a) 施工実績調査書 1（代表者）
- b) 施工実績調査書 2（代表者）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和元年11月29日 午前9時から
令和元年12月11日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
- なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和元年11月29日 午前9時から
令和元年12月11日 午後2時まで

（3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和元年12月17日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（4）その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

（1）入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（2）配布期間

令和元年11月29日 午前9時から
令和元年12月25日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

（1）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（2）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX 番号：0774-20-8778

（3）質疑の受付期間

令和元年11月29日 午前9時から
令和元年12月18日 正午まで

（4）回答

回答については、令和元年12月20日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

令和元年12月24日 午前9時から午後6時まで
令和元年12月25日 午前9時から午後2時まで

（2）開札日時

令和元年12月26日 午前9時

8 入札書の提出方法

- （1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- （2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （1）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- （2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入

札運用基準による。

1 1 予定価格

本件の予定価格は、1, 114, 597, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

1 2 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、910, 463, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

（1）前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

（2）部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

（3）各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和元年度 48パーセント

令和2年度 52パーセント

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度の運用に関する要領は閲覧することができる。

1 9 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）東日本震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度の運用に関する要

領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第30号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和元年12月2日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和元年12月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3, 102 人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51, 693 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 847 人

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市水道検針業務委託規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和元年12月13日

宇治市長 山本 正

宇治市水道検針業務委託規程の一部を改正する規程

宇治市水道検針業務委託規程（昭和42年宇治市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「本市に住民登録をしていない」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されていない」に改め、同条第3号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

宇治市上下水道事業公告第17号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和元年12月13日

宇治市長 山本 正

指定番号 第369号 井上工業